アンピシリンナトリウムを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり８mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
		１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンピシリンを有効成分とする子宮・膣内投与剤	牛	１日量として１頭当たり500mg（力価）以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
イソプロチオランを有効成分とする飼料添加剤	牛	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり100μg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	１日量として体重１kg当たり200μg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり200μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前40日間
	豚	１日量として体重１kg当たり300μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前37日間
エチプロストントロメタミンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり5.0mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
	豚	１日量として１頭当たり1.7mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり１mg以下の量を頸部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
エプリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	１日量として体重１kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前20日間

エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
チオシアン酸エリスロマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１l当たり122mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり４mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	馬（生後12月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり４mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	１日量として搾乳後に１分房１回当たり300mg(力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前５日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり50mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
エンロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間